輸出貿易管理令　別表第１　項目別対比表　（該非判定用）

貨　物　名：
メーカー名：
型及び銘柄：

©CISTEC
2025.05.28施行政省令等対応（　１／１　）

次に掲げる貨物　（２の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの ６－（８）フィードバック装置、複合回転テーブル 又は加工中に中心線の他の軸に対する角度 を変更することができるスピンドル	判　定　欄	注　釈	記　入　欄
［省令］第５条　輸出令別表第１の６の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該　当　○ 非該当　× 対象外　－		
八　測定装置 （工作機械であって、測定装置として使用することが できるものを含む。以下この条において同じ。）、 位置のフィードバック装置又は測定装置の電子組立品であって、 次のいずれかに該当するもの （第二号又は第三号に該当するものを除く。）	【　】 《　》	※注 ］除外	
ロ　直線上の変位を測定する装置、直線上の位置のフィードバック装置 又は測定装置の電子組立品であって、次のいずれかに該当するもの （（一）及び（二）にあっては、レーザー干渉計 及びレーザーを用いた光学エンコーダを除く。）	［　］ 《　》	 ］除外	
（二）　工作機械用に特に設計した直線上の位置のフィードバック装置 であって、当該装置の精度がミリメートルで表した当該装置の 有効測定長さの１０万分の６パーセントに０．０００８ミリメートル を加えて得た数値未満のもの	［　］		数値（　　）
ハ　工作機械用に特に設計した回転位置フィードバック装置 又は角度の変位を測定する装置であって、 角度の精度が０．９角度秒以下のもの （平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械 （オートコリメータを含む。）を除く。）	［　］ 《　》	 ］除外	数値（　　）
十　複合回転テーブル又は加工中に中心線の 他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであって、 工作機械用に設計したもののうち、 次のいずれかに該当するもの	【　】		
イ　削除			
ロ　削除			
ハ　複合回転テーブルであって、 次の（一）及び（二）に該当するもの	［　］		
（一）　旋削、フライス削り又は研削をすることができる 工作機械用に設計したもの	［　］		
（二）　輪郭制御のために同時に制御することができるように 設計した２つの回転軸を有するもの	［　］		
ニ　加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができる スピンドルであって、次の（一）及び（二）に該当するもの	［　］		
（一）　旋削、フライス削り又は研削をすることができる 工作機械用に設計したもの	［　］		
（二）　輪郭制御のために同時に制御することができるように 設計したもの	［　］		

判定結果	□該当　　□非該当

該当項番
①　輸出令別表第１の項番［　　］
②　貨物等省令の条項号等の番号等
［　　］
［　　］

※注：貨物等省令第５条第八号イ、ロ（一）、ロ（三）、ロ（四）、ニは、
輸出令別表第１の６の項（６）で該非判定を行うこと。

作成責任者：（作成年月日：　　年　　月　　日）

会　社　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属・役職　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(ﾌﾘｶﾞﾅ)
氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

電　　話　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿